

議案第 2 号

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例（令和 3 年北上地区消防組合条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

消防本部庁舎建設用地の先行取得が完了したことから廃止しようとするものである。

○北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例

令和3年10月21日

条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公用又は公共用に供する土地をあらかじめ取得する事業(以下「用地先行取得事業」という。)に係る歳入歳出を経理し、土地の取得の円滑化を図るため、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、用地先行取得事業に係る地方債及び分担金をもってその歳入とし、土地購入費、地方債の元利償還金、その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第 2 項の規定により、公用又は公共用に供する土地をあらかじめ取得する事業（以下「用地先行取得事業」という。）に係る歳入歳出を経理し、土地の取得の円滑化を図るため、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、用地先行取得事業に係る地方債及び分担金をもってその歳入とし、土地購入費、地方債の元利償還金、その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年10月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上地区消防組合公共施設等総合管理計画に基づく、消防本部・北上消防署建設事業を進めるため、公共用地を先行し取得する必要があるため、必要な事項を定めようとするもの。